

S N S 等を利用した連絡について

近年、教職員と児童生徒・保護者との間の連絡手段として、S N S 等（L I N E や電子メール等）が活用されています。しかしながら、教職員と児童生徒との S N S 等による不適切なやりとりが行われた事例が全国的に多数報告されております。そこで、都道府県に対し、児童生徒及び保護者との私的な S N S 等のやりとりを禁止し、業務上必要な場合であってもその取扱いを明確化するよう、文部科学省より示されました。

詳細は、文書でお知らせいたしますが、概要は以下の通りです。

- オンラインを活用した連絡など SNS を利用して必要な連絡を行う場合は、学校管理下においてのみ行います。
- 学校管理下とは以下のア、イの場合を言います。
 - ア 学校が管理し、児童生徒及び教職員に付与されたアカウントを使用して連絡する場合（3 9 メールはこれに該当します）
 - イ あらかじめ校長の許可を得た上で個人のアカウント等により連絡する場合
 - ・いずれの場合も連絡内容は他の教職員と共有し、一対一でのやりとりは行いません。
 - ・個人アカウント等の収集にあたっては、児童生徒及び保護者の同意を得ることとします。
 - ・業務上必要のない私的な内容の連絡は行いません。
 - ・相談等については、個々の事案の内容や児童生徒の特性に応じ、適切に対応します。
- 学校や教職員個人が SNS 等により情報発信する場合は、福岡県教育員会ソーシャルメディア利用ガイドラインに従います。

保護者の皆様のご理解、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。